

# 三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金のご案内

## 【県・市町との協調事業】

Ver 1

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、三重県が行う緊急事態措置による休業要請・依頼に全面協力いただける中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）に対して、県・市町が協調して協力金を交付します。

支給額：1事業者あたり **50万円**

受付期間：令和2年**4月27日**（月）～ **5月22日**（金）（予定）

### 1 申請方法

郵送のみ ※WEBおよび持参による申請はできませんので予めご了承ください。

宛先：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金係あて

### 2 対象となる事業者

三重県による休業要請等の対象となる県内施設を運営する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）のうち、県からの協力要請を受け、休業又は営業時間を短縮した事業者が対象です。 ※本県が三重県以外でも対象とします。

※対象施設は県HPをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500187.htm>

県HP



### 3 対象となる要件

➤ 緊急事態措置期間中（令和2年4月20日から5月6日まで）に休業および夜間営業（20時から翌朝5時）の自粛の要請に全面的にご協力いただくこと。

➤ 4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

※全面的な協力とは、緊急事態措置期間中の全期間、休業等を行っていただくことが基本となりますが、少なくとも4月22日から5月6日までの期間において休業等にご協力いただくことをいいます。

### 4 その他

- ・協力をいただいた事業者については、施設名（屋号）を三重県HPで掲載します。
- ・この協力金は令和2年4月補正予算が県議会で可決された場合に実施します。
- ・申請手続き等詳細については、令和2年4月27日を目途に公表します。

## 【新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口】

電話番号：059-224-2335

受付時間：9時から17時（土曜日、日曜日、祝日を含む）

開設期間：4月20日（月）～5月22日（金）

※4月20日（月）は11時から19時まで

※4月21日（火）および22日（水）は9時から19時まで

※新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談は「帰国者・接触者相談センター」（県内各保健所等）へ